

beauty life card 会員規約（新旧対照表）

主要な変更事項—赤字 部分が変更事項となります。

改定前	改定後
第 12 条（会員資格の有効期限）	第 12 条（会員資格の有効期限）
1) 会員資格の有効期限は、会員となった日より 5 年間とし、期間満了の 1 ヶ月前までに特にお申し出がないときは、引続き 5 年間自動更新し、以後も同様とします。	1) 会員資格の有効期限は、会員となった日より 10 年間とします。会員資格の有効期限は更新されないものとします。
2) 会員の債務残高が 0 の状態が 1 年以上続いた場合は、当社はいつでも会員資格を失効させることができるものとします。	2) 会員が本規約に基づく債務を完済した日より 1 年以上あらたな借入をしなかった場合は、当社は契約期間中であっても契約を終了させることができます。
	3) 契約が終了した場合であっても、本規約に基づく債務が残っているときは、当該債務の支払に関しては、会員は本規約に従うものとします。

改定日 2016 年 8 月 1 日